

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（イ）の規定による認定申請について

■認定基準について

藤沢市で認定を受けるには、次の条件を全て満たしていることが条件です。

- ①事業所（法人：本店登記場所 個人：主たる事業所）が藤沢市内にあること
- ②最近3か月間の売上高が前年同期と比べて5%以上減少していること
- ③経済産業大臣の指定を受けた業種（以下「指定業種」※という）に属する事業を行っていること

※「指定業種」に複数該当する場合や、「指定外業種」も含む事業を行っている場合は、「兼業者」となり申請書は、兼業①～兼業③の3通りあります。詳しい要件は、裏面の表1をご確認ください。

■申請に必要なもの

<input type="checkbox"/>	①印鑑（代理申請ではない場合） 法人：会社の実印 / 個人事業主：認印
<input type="checkbox"/>	②認定申請書（ホームページよりダウンロード可能・窓口での記入可能【要押印】） ※認定申請書は1部のみ必要となります。 ※代理申請の場合は認定書余白に「捨印」を押印してください。
<input type="checkbox"/>	③法人（個人事業主）の实在確認書類 法人 ○法人謄本（履歴事項証明書など） または ○法人税申告書[別表1]（電子申告の場合は受付番号が記載されているもの） 個人 ○確定申告書[申告書B] ※上記以外の实在確認、事業実態がわかる資料としては「不動産賃貸契約書」、「光熱費の領収書」、 など複数の情報を組み合わせることで確認をすることも可能です。
<input type="checkbox"/>	④売上額等確認書類 ○最近3か月間及び前年同期3か月間の売上高を確認できる書類、もしくは「売上確認資料5号（イ）」（ホームページよりダウンロード可能・窓口での記入可能【要押印】）に記載してください。※兼業①～③に該当する場合は、この他に別途必要な書類がございます。 詳しくは、裏面の表2でご確認ください。
<input type="checkbox"/>	⑤委任状（金融機関等代理申請の場合） 金融機関等による代理申請の場合、委任状が必要となります。委任状の様式はホームページよりダウンロード可能です。

※必要書類が揃っていないと、受付できませんのでご注意ください。

※融資を受ける際は、この認定申請とは別に融資申込、金融機関及び信用保証協会による審査があります。

■受付時間

午前… 9:00～11:30 午後… 13:00～16:30
(平日のみの受付となりますので、ご了承ください。)

■認定書の交付時期

◎翌々日営業日 10時以降に交付（令和2年4月15日より審査数増加により変更となりました）
（例：月曜日申請の方は水曜日10時、金曜日申請の方は翌週火曜日10時交付となります）

認定窓口・お問い合わせ先

公益財団法人 湘南産業振興財団 融資担当

所在地：〒251-0052 藤沢市藤沢607-1 藤沢商工会館2階

TEL：0466-21-3811 / FAX：0466-24-4500

H P：<http://ssc.cityfujisawa.ne.jp/yushi/>

↳こちらから、申請書のダウンロードができます。

表1

セーフティネット保証5号（イ）の認定要件確認表

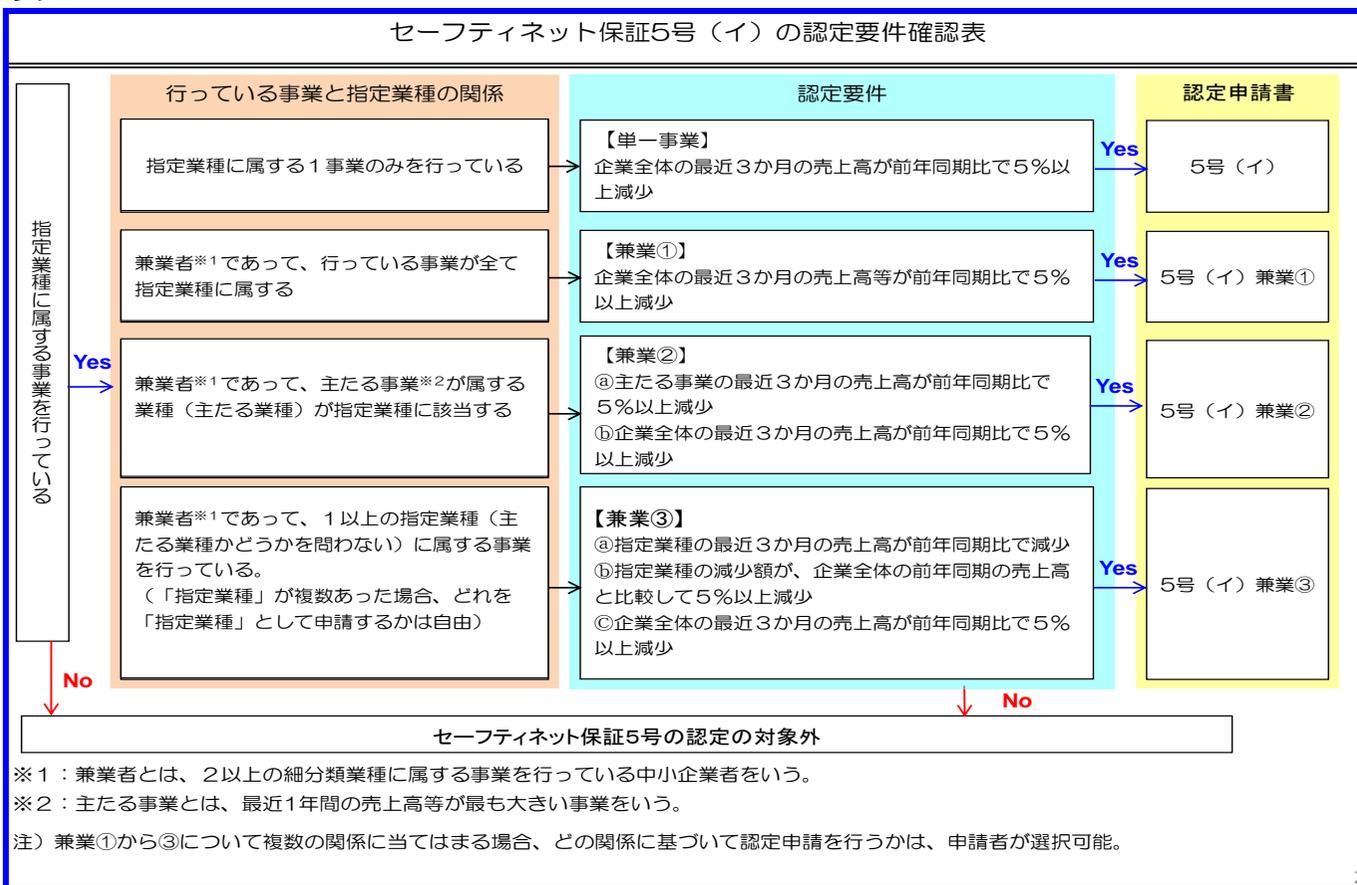


表2

申請書	売上額等確認書類一覧
5号（イ）	④最近3か月間の売上額を確認できる書類 ⑤前年同期3か月間の売上高を確認できる書類
5号（イ）兼業①	④最近3か月間の売上額を確認できる書類 ⑤前年同期3か月間の売上高を確認できる書類 ⑥業種ごとの最近1年間の売上高のわかるもの ※④⑤は、「企業全体」と「主たる事業」双方の確認書類
5号（イ）兼業②	④最近3か月間の売上額を確認できる書類 ⑤前年同期3か月間の売上高を確認できる書類 ⑥業種ごとの最近1年間の売上高のわかるもの ※④⑤は、「企業全体」と「主たる事業」双方の確認書類
5号（イ）兼業③	④最近3か月間の売上額を確認できる書類 ⑤前年同期3か月間の売上高を確認できる書類 ※④⑤は、「企業全体」と「指定業種のみ」双方の確認書類

■指定業種の検索方法

「指定業種」は、右表の方法で検索できます。

※「日本標準産業分類（平成25年度10月改訂版）」「セーフティネット保証5号の指定業種」は、中小企業庁のホームページで見ることができます。

※右表の方法でも分からない場合は、窓口で確認しますので、事業の内容をご確認のうえお問い合わせください。

